

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	---------------	------	--------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	120,000 円
受取寄附金	950,000 円
受取助成金	500,000 円
介護事業収益	3,233,000 円
利用者負担金収益	230,000 円
地域交流事業収益	109,850 円
受取利息	150 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	5,143,000 円

活動計算書の経常収益の部の「受取会費」、「受取寄附金」、「受取助成金等」、「事業収益」、「その他収益」の順に記入します。

(2) 借入金の明細

借入先	金額
NPOバンクふくふく	500,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	500,000 円

借入金がある場合にその借入先ごとの内訳を記入します。

(3) その他

該当なし
その他の欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記入します。



法人名	特定非営利活動法人 福岡会	事業年度	令和4年4月1日~令和5年3月31日
-----	---------------	------	--------------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
博多 二郎	理事	事務所家賃	R4.4.1 ～ R5.3.31	840,000円	月額70,000円
				円	
				円	

役員、社員、職員、寄附者またはこれらの者の親族等との間の取引等について、前事業年度中に生じたものを記入します。  
NPO法人から役員等への役務の提供と、役員等からNPO法人への役務の提供の両方を記入します。

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
飯倉 花子	理事	講師料支払	R5.2.1	10,000円	講師料支払規程による
				円	
				円	
				円	

役員、社員、職員、寄附者またはこれらの者の親族等との間の取引等について、前事業年度中に生じたものを記入します。  
NPO法人から役員等への役務の提供と、役員等からNPO法人への役務の提供の両方を記入します。









※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

記載例

法人名	特定非営利活動法人 福岡会	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	---------------	------	--------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
介護ボランティア読本	500円	1冊（原価で販売）
福岡会ロゴ入りTシャツ	3,000円	1枚

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄  
この書類は所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。記入に際しては、NPO法人が行った資産の譲渡等だけでなく、NPO法人に対して行われた資産の譲渡等についてもすべて記入します。

(2) 資産の貸与

貸与内容	料金	条件等
福祉用具の貸与	円	別紙料金表のとおり
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
訪問介護サービス、デイサービス	円	別紙料金表のとおり
介護の無料講習会・無料相談会	円	別紙チラシのとおり
介護ボランティア研修受け入れ	円	実費本人負担
高齢者と子どもの交流会参加費	円	別紙料金表のとおり
	円	
	円	
	円	
	円	

## 「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

### 1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。